

地方自治体におけるA I トランスフォーメーションに関する研究会 開催要綱

1. 開催趣旨

地方自治体における人手不足が深刻化する中、急速に進展するA I等のデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について検討を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則として非公開とし、研究会終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- (4) 研究会終了後、議事概要を作成し、公開する。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。